

## 平成17年度第2回高崎市介護保険運営協議会・会議録（抄）

- 【開催日時】 平成17年7月22日（金） 午後2時～3時05分  
【開催場所】 高崎市役所 第141会議室（14階）  
【出席委員】 計16名  
【欠席委員】 計4名  
【事務局職員出席者】 計15名  
高年齢・医療担当部長、長寿社会課長、介護保険室長、障害福祉課長、健康課長、  
長寿社会課担当係長、介護保険室担当係長3名、担当職員5名  
【公開・非公開区分】 公開  
【傍聴定員】 20人  
【傍聴者数】 3人  
【所管部課】 保健福祉部 長寿社会課
- 【議 事】 1) 検討部会報告について  
2) 新・検討部会について  
3) その他（アンケートおよび合併町村との連絡協議会について）  
\* 議長 = 会長

### 議事1 検討部会報告について

議長 それでは早速議事に入らせていただきたいと思います。最初の議題につきましては検討部会の報告でございますが、2つの検討部会がありますので、それぞれひとつずつの部会毎に報告していただき、ご意見を頂戴したいと思います。

まず日常生活圏域検討部会でございますが、部会長（委員A）さんが所用で欠席のため、事務局より説明いたします。

『日常生活圏域検討部会の協議結果について（報告）』（会議資料1ページ参照）事務局より説明  
参考資料として会議資料2、3ページ添付

議長 ありがとうございます。何か質問はございますか。

あくまでも現在の高崎市における生活圏域が9圏域になるということです。よろしければ、次の地域包括支援センター検討部会の部会長（委員B）さんから検討結果についてご報告いただきます。

『地域包括支援センター検討部会の協議結果について（中間報告）』（会議資料4、5ページ参照）部会長（委員B）より説明  
設置数につきましては、会議資料6ページのイメージ図を参照。

議長 どうもありがとうございました。特に日常生活圏域検討部会の方で何か質問はございますか。

最初は3ヶ所でスターとするわけですが、人数につきましては3圏域分の9名で事業を行うのであり、3圏域をひとつのセンターにすることにより、職員相互の協力や

切磋琢磨により職員の足腰（能力）を強化したり、フットワークを養うこととするものです。また、研修効果により職員間の相乗効果を図るものです。

委員 C 既存の在宅介護支援センターはなくなるのですか。最初は残っているが、次第に廃止されていくのですか。

委員 B（部会長） 地域包括支援センターは介護保険制度、在宅介護支援センターは老人福祉法とそれぞれ別の法根拠に基づく設置であるため、今回の介護保険制度改正によりなくなるものではなく、今後どうなっていくかは国のほうから具体的に示されていないため、現時点では何ともいえない。しかし、国では現在出されている補助金を打ち切るという案も出されているようであり、今後の市の動向にも大きな影響を与えることとなるのは間違いないと思われる。

しかし、高齢者の生命に関わる部分であるため、来年4月に廃止するというものではないため、今後国の方向性が示された上で別途検討協議していかなければならない。

議長 今後、地域包括支援センターの機能を詰めていく上で、在宅介護支援センターの機能や役割を検討していかなければならないということです。

他に何か質問はありますか。

委員 B 会議資料6ページの地域包括支援センターの移行イメージを事務局から説明してほしい。

事務局 先ほど部会長（委員 B）さんからご説明がございましたように、地域包括支援センターの職員の質の確保を図ることを大きな目的とし、平成18年4月のスタート時点では3圏域をひとつのセンターとして動き出すものです。そして、やはりある程度職員のフットワークが良くなり、均質化が図れるようになるためには1年半ほどの時間が必要ではないかと考え、その後次のステップへと移行する考えであります。

ステップ2におきましては、いきなり各圏域にセンターを分散するのではなく、1圏域で動けるところをモデル的に運営し、1圏域1センターで問題なく機能することを確認した上で最終的なステップ3へと移行する考えです。

ご存知のように第3期介護保険事業計画は平成18年度から20年度までの3カ年であるため、この計画期において最終的に9圏域9センターで機能させなければなりません。そうしたことから最低1年間は9センターで動く必要性もあると考えることから、ステップ3は平成20年4月から最終形態となる9センターで動いていくというものです。

また、来年1月23日からは4町村が高崎市と合併いたしますが、合併市町村におきましてはそれぞれの地域性を重視し、旧町村の運営協議会もしくは策定委員会で検討決定していただいた地域包括支援センターで運営していくものです。つまり、第3期介護保険事業計画期（平成18～20年度）は新・高崎市への移行期間と考え、次期第4期計画から新・高崎市としてのセンター運営を行う考えです。

議長 ステップ1および2については、地域包括支援センターが機能アップを図る期間と考えており、在宅介護支援センターが地域に根付くまでにはかなりの時間を要したように、全く新しい機能を持たせた地域包括支援センターを地域に根付かせ、うまく機能させていくためには、それなりの時間がかかると考えています。それだけに1年半

が長いか短いかは何ともわからない部分がありますが、そうした期間に充てていくものと考えています。

何か他にありますか。

委員D この移行イメージでは、合併町村にこの考えを押し付けてしまう感があるように思える。群馬町や箕郷町といった隣接する町村においては高崎市に吸収する方針も出てくる可能性もあるので、あまりにも明確にイメージを示すのはいかがかと思う。

議長 外に示した時にイメージが一人歩きしてしまう恐れもありますので、イメージ図にひと工夫が必要かなと思います

事務局 あくまでもイメージであり、意図的なものではありません。合併町村との初めての連絡協議会は来月5日に行われますので、その連絡協議会の中で最終的には移行計画等を固めていかなければなりません、いきなりというのではイメージが湧かないかなと思われるため、そのきっかけとして出させてもらったものです。

「移行計画」というのでは、もう最初から決まった感が強くなってしまうため、「移行イメージ」ということで示させてもらいましたが、今後予定しております地域包括支援センター検討部会の再検討時点にはこのイメージをゼロクリアにてもらい、それぞれの委員さんご自身のイメージをもって検討協議していただきたいと思います。

委員D 群馬町や箕郷町が高崎市とは個別の生活圏域を検討してくるケースもあるし、また高崎市の生活圏域と同一に考えてくるケースもあるので、このイメージも固まったものにしてしまうのではなく、ある程度臨機応変に動けるものにしておかなければならないと思う。

議長 確かにご指摘のように合併の難しさがあるので調整が非常に難しいと思われる。それだけに慎重に検討協議を進めていかなければなりません。特に、3年という時間は長いので、その間にいろいろな見直しが入ってくるかもしれないので、固まったイメージとするのではなく、柔軟に対応できるという意味からも網掛けにしてしまうのもひとつの手ではないかと思います。

他に何かありますか。

委員E 国の政・省令が具体的にいつ示されるのか。どのような内容になるのか。それによりいつ頃懸案事項が決まっていくのか教えてほしい。

議長 では事務局からお願いいたします。

事務局 いま現在、国からは政・省令は全く示されていない。予定では10月頃には示されるのではないかと思います。まだはっきりしたことは判っておりません。しかし、来年4月には必ずスタートさせなければならないということだけは、はっきりしています。

委員E 一般的に来年4月1日から新しい制度のスタートなのですか。

事務局 4月1日のスタートは確定であり、国会で法案可決していますので変更することは

できません。ターゲットが決められていますので、市としてもできる限り早く事務的な取り決め等を示した政・省令を示してほしいと思っています。

委員D 政・省令がまだということですが、では具体的に政・省令で何が示されれば、どのように動き出せるのかを教えてください。

委員B 一番の大きなところでは地域包括支援センターの人件費であり、そこが確定しないことには1センター3人(3職種各1人)でいけるのかどうか分からない。厚生労働省では1地域包括支援センター当たり二千万円を出すとやっているが、本当に出せるのか財務省が言ってくれないことには先に進められない。

民間法人に地域包括支援センターに職員を派遣してくれと言っても、いくらくれるのか示してくれないことには派遣しないだろうし、身動きが取れなくなるので、人件費が大きなポイントである。

議長 いまの話は会議資料の5ページの項目4のことであり、中間報告にもあるように現段階ではこれより先の検討がしようもないという状況です。

委員C 地域包括支援センター職員の身分は決まったのですか。民間で派遣することになったのですか。

議長 市役所の職員と民間法人の職員が共同で運営を行うというものですが、民間職員の具体的な身分の取扱いについては今後検討していくことです。

委員B 共同運営ということですが、まだ温度差があります。本当に民間法人が職員を派遣してくれるのか否かということが問題であり、かなり抵抗があるのではないかと思う。民間の給料のどの範囲で対応するのか、また民間に戻ってきた時にはどこまで保障するのかをきちんと決めていかなければならない。いずれにしても、行政も民間も出向という形で職員を出してほしい。行政だけというのではうまく機能しないと思う。

議長 新規の職員を雇用すればいいのかというと、うまく機能しないことは目に見えているので、地域との交流やコミュニケーション能力を持つ経験豊かな民間の職員が絶対に必要である。資格だけの話ではなく、経験が重要性を持っているのであり、つまり資格と経験を併せ持った職員が必要である。

他に何かありますか。

## 議事2 新・検討部会について

議長 よろしければ、次の議事に入らせていただきます。  
新・検討部会について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 会議資料7ページに事務局案を示させていただいておりますが、これは前年度までにご活動いただいた3つの部会をそのまま踏襲する形で示させていただいたものですが、大幅な制度改正により、これまでの3つの部会ではうまく機能しないものと思われるため、再度事務局にて検討させていただき、次回(10月頃の開催予定)の運営協議会でお示しし、ご協議いただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長 前年度の検討部会を踏襲する形で案を作っていたようですが、今回の2つの部会（日常生活圏域検討部会、地域包括支援センター検討部会）を作る際に解体したものであり、まだ地域包括支援センター検討部会は最終検討が残されており、日常生活圏域も合併町村のことをにらんだ検討が必要ですので、10月まで凍結させていただくものです。

ただ、この2つの部会が動いていった場合、これまでの介護保険部会が動いてきた内容や機能をどちらの部会で動いていくかが大きな検討課題である。

また、それ以外の2つの部会（健康づくり・介護予防部会、暮らし・生きがい・地域ケア部会）についても、地域福祉施策や健康施策などの計画と連動して、全体的に、総合的に動いていかなければならない部分もあるため、10月まで事務局で十分に揉んでもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員B 凍結するということですか。確かに介護予防部会や地域ケア部会は新たな制度には馴染まないと思われる。制度改正により全く違うので、凍結すべきである。

議長 よろしければ議事2につきましては凍結させていただきます。

### 議事3 その他 ~アンケートおよび合併町村との連絡協議会について

議長 次の議事に入らせていただきます。  
その他ということですが、事務局よりお願いいたします。

事務局 2点ありますが、まず一点目についてご説明いたします。

会議資料9、10ページをご覧ください。合併町村との連絡協議会を来月5日に開催させていただきます。メンバーにつきましては各市町村からそれぞれ7名の代表を選出していただき、全35名の代表委員さんにより、合併後の新・高崎市としての計画を検討協議していただくものです。高崎市からの代表の委員さん（第1回運営協議会（平成17年5月23日開催）にて選定）は9ページのとおりです。

第1回の会議では、まず顔合わせということもございますが、各市町村の日常生活圏域と地域包括支援センターの検討に係る進捗状況等をご報告いただくとともに、今後のスケジュールを検討していただき、一致協力していくための意志疎通を図っていく予定であります。

参考までに他町村の状況をお知らせいたしますと、各町村とも会議を1回開催した程度で具体的に日常生活圏域や地域包括支援センターの検討結果は出されていないと伺っております。

2点目ですが、アンケートにおける分析結果につきまして本日お示しする予定でしたが、分析作業に予想以上に時間がとられているためお示しすることができませんことをお詫び申し上げます。分析が完了次第、委員の皆様にご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長 その他の議事につきまして何かありますか。

委員D 連絡協議会での検討・協議された内容につきまして、代表以外の他の委員にも議事録等何らかの形で教えていただきたい。

それとアンケートのこととは何ですか。

議長 昨年度アンケート調査を行いました利用者、介護者（利用者のご家族）、ケアマネのそれぞれのアンケートであり、現在クロス集計等の分析しているところです。分析が済み次第別途ご報告をさせていただく予定です。

何か他にありますかでしょうか。

ないようですので、これで本日の会議を終わりにさせていただきますが、委員の皆さんにおかれましては、ご多忙のところ、稀にみる検討を積み重ねていただき、誠にありがとうございました。他の市町村ではこれだけの議論を重ねてきたところはありませんので、皆様のご協力に深く感謝を申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

事務局 以上をもちまして『平成17年度・第2回介護保険運営協議会』を終了させていただきます。大変ありがとうございました。